

## 公園及び緑地に関する管理業務の委託に係る間接経費積算要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公園担当課が発注する公園及び緑地に関する管理業務（以下「公園緑地管理業務」という。）の委託に係る設計金額の算定に当たっての間接経費の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 間接経費 設計金額のうち、以下の経費をいう。

ア 共通仮設費

イ 現場管理費

ウ 一般管理費

(2) 定期業務 毎年度、入札により契約を締結するものであって、定期的に執行する公園緑地管理業務をいう。

(間接経費の積算方法)

第3条 定期業務における間接経費の算定に当たって、土木工事積算基準書に基づき算定した間接経費の合計額に別に定める方法により算定した調整率を乗じる。

(委託料の端数処理)

第4条 前条の方法により算定した設計金額に、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（令和4年3月16日決裁佐公第484号）

この要領は、決裁の日から施行する。